

かめおか児童クラブについて

【令和5年度入会案内】



「放課後児童会」は「かめおか児童クラブ」に改称し、土日祝日を含めて開設します！

❀ 入会に関わって ❀

入会希望期間	受付期間	受付場所・時間
通年入会	令和5年 1月10日(火)	① 亀岡市教育委員会 社会教育課(亀岡市役所4階) 9:00~17:15 ※通年入会及び学年始休業日受付期間のみ 9:00~19:00 ② 各校の放課後児童会 15:00~18:00
学年始休業日 (4月)	~ 1月31日(火)	
夏季休業日 (7月~8月)	令和5年 6月1日(木) ~ 6月23日(金)	
冬季休業日 (12月~1月)	令和5年 11月1日(水) ~ 11月24日(金)	
学年末休業日 (3月)	令和6年 2月1日(木) ~ 2月22日(木)	

※上記受付期間は土、日、祝日を除きます。

- ☆ 令和5年度かめおか児童クラブに入会を希望される場合は、必ずこの入会案内をお読みください。
- ☆ 年度途中入会も含め随時受付を行いますが、希望日に入会できない場合がありますので、お早めにお手続きください。手続きの関係上、入会を希望する日の14日前までに申請ください。
- ☆ 申請書類等については、亀岡市ホームページよりダウンロードください。
URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/45/25217.html>
- ☆ かめおか児童クラブに関する内容、不明な点については、下記までお問い合わせください。

❀ お問い合わせ ❀

亀岡市教育委員会 社会教育課
〒621-8501 亀岡市安町野々神8
TEL 0771(25)5199
E-mail: syakai-kyouiku@city.kameoka.lg.jp

■目的

亀岡市立の各小学校・義務教育学校（前期課程）に在学する児童で、保護者が就労で不在等の理由により保育を受けることができない児童を対象に、学校の余裕教室等の施設を活用して、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

■対象等

亀岡市立の各小学校・義務教育学校（前期課程）に在学する1～6年生の児童で、以下のいずれかに該当する児童を対象とします。

①保護者及び同居の親族その他の者（以下「保護者等」という。）が、就労等により日常家庭を留守にするなど、昼間家庭において保育を受けることができない児童

・ **就 労** 月～金曜日の3日以上、かつ14時以降の勤務がある方
※土曜日・日曜日・祝日入会をご希望の場合は希望する日の勤務がある方

・ **農 業 従 事** 耕作面積が3,000㎡（30a）以上の方

・ **求 職 中** 現在求職活動中で自宅での保育ができない方
ただし、利用開始から2ヶ月以内のみ利用可能

②保護者等が病気（入院・通院）や看護、出産、心身に障がいがあるため、昼間家庭において保育を受けることができない児童

・ **病 気** 医療機関（医師）による診断書で記載された入院及び通院が必要とされる期間のみ利用可能

・ **看 護** 医療機関（医師）による診断書及び申出書で記載された看護期間のみ利用可能

・ **出 産** 産前2カ月、産後3カ月以内において利用可能

・ **心身に障がいがある方** 身体障害者手帳…再認定期日まで利用可能（有期認定の場合）
療育手帳…次回判定年月まで利用可能（有期認定の場合）
精神障害者保健福祉手帳…有効期限まで利用可能
(手帳の交付を受けている)

■開設日及び開設時間等

➤開設日 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ただし、次に定める日をのぞく

- ・8月13日から8月16日
- ・12月29日から1月3日
- ・亀岡市内に気象警報が発令されたとき 等

➤開設時間

開設日	時間
平日(月～金曜日)	授業終了後から19時まで ※入学式等は、式終了後から19時まで
土曜日・日曜日・ 祝日	8時から19時まで
学年始、夏季、冬 季、学年末休業日 運動会等の代休日	8時から19時まで

※帰宅時の安全確保のため、原則保護者等のお迎えとしています。

➤入会場所

【平日】・・・児童が通学している学校のかめおか児童クラブ

【土・日・祝日等】・・・安詳小 亀岡市篠町篠中北裏68番地

(篠町自治会内)

大井小 亀岡市大井町土田2丁目11番20号

(メディアス亀岡内)

城西小 亀岡市余部町前川原46番地

(城西小学校内)

※土・日・祝日等は、上記3か所から入会を希望する児童クラブを選択いただきます。

原則土・日・祝日等の利用は、同じ児童クラブとします。

■経費について

◎負担金 入会区分により定められた負担金（月額、日額）が必要です

	月額	日額
通常利用（平日） （月単位での入会）	6,000円	
土・日・祝日利用 （月単位での入会）	1,000円	
一時利用 （日単位での入会）		500円

- ・同一世帯において2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の負担金が無料となります。
※詳細については、以下の例を参照してください。

例1：児童2人が通年入会（月額）で同じ月に利用した場合

	月額	日額
児童A	6,000円	
児童B	無料	

⇒2人目の通年入会分（月額）が無料となります。

例2：児童Aが通年入会（月額）、児童Bが一時利用（日額）で同じ月に利用した場合

	月額	日額
児童A	6,000円	
児童B		無料

⇒一時利用分（日額）は、無料となります。

例3：児童Aと児童Bともに一時利用（日額）した場合

	利用した日	日額
児童A（3日利用）	4月3日、4月4日、 4月5日	1,500円
児童B（3日利用）	4月3日、4月4日、 4月7日	500円

⇒2人が同日に利用した日数分が無料となります。

（児童Bは「4月3日」「4月4日」の同日に利用している2日分が無料となり、「4月7日」は児童Aと同日に利用していないため、500円の負担金となります。）

- ・負担金は、納期限内に納入通知書で取扱金融機関等に納付するか、口座振替をご利用ください。（口座振替を希望される場合、取扱金融機関または市役所での手続きが必要です。）
- ・負担金は、月毎に納付書を発行します。また、口座振替による引き落としも毎月月末毎に引き落とされます。
- ・入会后、1日も出席されなかった場合でも、入会期間の終了、もしくは退会の手続きを取るまでは負担金の納付が必要です。

◎スポーツ安全保険掛金

児童の活動時間内及び出席・帰宅時等の万一の事故やケガ等に対応するため、必ず加入していただくものです。

スポーツ安全保険掛金 【年額】
800円

- ・保険期間
加入手続完了日の翌日0時から（当該年度の）3月31日24時まで
- ・加入区分
子どもの団体A1
 - 対象範囲：かめおか児童クラブ活動時間内及び出席・帰宅時
 - 傷害保険金額：通院（1日につき） 1,500円
入院（1日につき） 4,000円
 - 賠償責任保険支払限度額：（身体・財物賠償合算 1事故） 5億円※上記以外の詳細については、お問い合わせください。

◎その他 入会される児童クラブによって、保護者会等の規定による行事費等の負担がある場合があります。

■入会申請手続について

申請に必要な書類にスポーツ安全保険掛金を添えて各放課後児童会または社会教育課に提出してください。

※書類に不備がある場合には、再提出いただくこととなります。

必ず提出が必要なもの

●かめおか児童クラブ入会申請書

- ・入会を希望する児童1人につき1枚提出してください。
- ・児童の家族構成欄には、保護者等についてもれなく記入してください。

●各証明書

- ・児童と同居している保護者等で18歳以上65歳未満の方すべてについて、次のうち該当する理由に関する証明書を提出してください。
- ・証明書の※欄は、保護者等で記入してください。また、児童が2人以上の場合は連名で記入してください。

◎就労を理由とする場合 → 勤務証明書

事業主の方で証明をお願いします。

◎農業従事を理由とする場合 → その他証明書等（耕作状況申告書）、同意書

農業従事状況を該当者自身で記入し、同意書を添えて提出してください。

◎出産を理由とする場合 → その他証明書等（出産(予定)申告書）

保護者等（出産者）で記入し、母子手帳（氏名・現在妊娠週数・出産予定日・出産日の記載の部分）の写しを添付してください。

◎病気や看護を理由とする場合 → その他証明書等（診断書・申出書）

診断書は医療機関（医師）で記入いただき、申出書は保護者等で記入してください。身体障害者手帳等の交付がある場合、手帳の写しを添付してください。

◎その他の場合

学生の場合、在学状況の確認のため、令和5年度の在学証明書の原本か学生証の写しを提出してください。

必要に応じて提出してください

◇生活保護法の規定による被保護世帯、令和4年度市民税非課税世帯等で負担金の減免を申請する時

●**かめおか児童クラブ減免申請書(兼かめおか児童クラブ入会申請書)**

⇒入会申請書の該当箇所に記入をお願いします。入会後の減免申請については、随時申請書を提出ください。
(記入例も参照してください。)

① **生活保護世帯の場合**

・「**生活保護受給証明書**」を添付

市役所 | 階地域福祉課 (18番窓口) で交付を受けてください。

② **市民税非課税世帯の場合**

・「**市府市民税非課税証明書**」(直近年度のもの) を添付

市役所 | 階税務課 (10番窓口) で交付を受けてください。

▼**世帯内で成人されている方(18歳以上65歳未満)の方全員**の証明が必要となります。

▼1月1日現在の住所地で交付を受けてください。

③ **その他の理由により負担金の減免を希望するとき**

- ・災害その他の理由により負担金を納入することが困難な場合は、手続きにより、教育長が必要と認めた額を減免します。
- ・り災証明書等、減免を受けようとする理由を証明する書類等を添付してください。
- ・場合により、追加の書類提出を求められることがあります。

■提出書類についての注意事項

●**文字訂正について**

◎各種証明書に記入した事項を訂正する場合は、二重線で訂正いただき、訂正部の下部に「訂正した日付、訂正者の名前」を記入、もしくは訂正印を押印してください。(下記記入例 参照)

※修正液・修正テープ等で修正された書類は受付できません。

例：日付・訂正者の名前の記載による訂正の場合

氏名：亀岡 太郎 → 氏名：亀岡 ~~太郎~~ 次郎
(△月△日 亀岡次郎 訂正)

例：訂正印による訂正の場合

氏名：亀岡 太郎 → 氏名：亀岡 ~~太郎~~ 次郎

印

■提出書類についての注意事項

- ◎提出書類に不備がある場合は、再提出いただくこととなります。
- ◎かめおか児童クラブ負担金（放課後児童会負担金）に滞納があれば、滞納分を納付するまでは受付できません。
- ◎申請もしくは提出する届出に虚偽の内容があった場合は、退会させることがあります。
- ◎年度途中の入会申請については、手続きの関係上、希望する日から入会できないことがあります。
- ◎入会審査時に提出書類に不明な点があれば、保護者等に問い合わせることがあります。回答いただけない場合は、入会が認められないことがあります。
- ◎住所や家庭状況、勤務状況等、提出書類の記載内容に変更がある場合は、変更届または申出書に必要な書類を添付して直ちに各校児童クラブに提出してください。
- ◎同じ年度内で再入会される場合（長期休業日のみ利用されている方など）も各種証明書は必要になりますが、「前の退会日から2ヶ月以内に再度入会を申請する」場合は、証明書は不要です。
(例：4月末で退会される場合、6月1日から再度入会を申請されるのであれば、申請書のみ提出をいただければ再度申請できますが、7月1日以降の再度入会申請であれば再度勤務証明書等が必要になります。)

■入会の決定について

- ◎提出書類を審査のうえ、入会が適当と認めたときは、「かめおか児童クラブ入会承認通知書」により、保護者等に通知します。

■退会について

- ◎退会されるときは、退会する日の前日までに「かめおか児童クラブ退会届」を提出してください。
- ◎次に該当する場合は、退会となることがあります。
 - ①入会中の児童が家庭での保育が可能になったと認められる場合
 - ②5日以上無断で欠席をした場合
 - ③負担金を2月分以上納期限内に納めない場合
 - ④申請・届出内容に虚偽がある、もしくは申請内容に変更があった時に届出を行わなかった場合

■気象警報発表に伴う対応について

(通常授業日の場合)

◎登校前に警報が発表された場合

- ・学校が休業措置になれば、かめおか児童クラブは開設しません。

◎学校授業時間帯に警報が発表された場合

- ・授業が切り上げられた場合は、かめおか児童クラブは開設しません。

学校と連携をとりながら児童の安全確保に努めますので、連絡がありましたら速やかな対応をお願いいたします。

◎かめおか児童クラブ開設中に警報が発表された場合

- ・開設中に警報が発表された場合は、児童クラブ職員が保護者等に連絡をします。各児童クラブまでのお迎えをお願いします。

(土・日・祝日及び夏休み等の長期休業日の場合)

◎午前7時までに警報が発表された場合

- ・警報の発表状況により、かめおか児童クラブを開設しない可能性もありますので、自宅待機をお願いいたします。

◎午前9時現在で警報継続中

- ・かめおか児童クラブは開設しません。

◎午前9時現在で警報解除

- ・かめおか児童クラブを開設します。

◎かめおか児童クラブ開設中に警報が発表された場合

- ・開設中に警報が発表された場合は、児童クラブ職員が保護者等に連絡をします。各児童クラブまでのお迎えをお願いします。

※学校と同様に「**亀岡市**」に警報が発表された場合 「京都府南部」や「京都・亀岡」と発表されていても亀岡市が対象となっていない場合がありますので、ご注意ください。